

令和6年度末退職者の手引き

一般組合員（定年制常勤職員）用

ご退職時における静岡県教職員互助組合の手続きについて下記のとおりお願いいたします。

I 「退職慰労金等給付金請求書」の提出について … [全員]

現職組合員であった方が退職された場合、すべての方に退職慰労金・特別積立金退会金・退職互助部退会金が給付されますので請求手続きをしてください。

■ 提出書類 「退職慰労金等給付金請求書」

II 貸付金の清算について … [貸付事業利用者]

現職中にご利用いただきました貸付金は、事業の運営に関する規程により、退職時に清算していただきます。退職前に、退職手当から控除される貸付残額を確認してください。

III 退職互助部「継続加入」について … [加入希望者]

退職互助部とは・・・

生涯福祉の理念による退職後の生活の安定と生きがいづくりを目的とし、現職組合員と退職組合員の一体的な事業運営を基本としております。昭和40年に発足し、退職された教職員で構成されている組織です。療養費給付を中心に「経済支援」「健康支援」「生きがい支援」の3分野にわたり支援しております。

組合員本人及びその配偶者が退職互助部への加入資格を有します。（継続加入要件は、P5を参照）

■ 提出書類 「退職互助部継続加入届」

- ▶ 退職互助部の事業内容については、「退職互助部リーフレット」及び互助組合ホームページ（動画）をご覧ください。
- ▶ 当該定年を超えた方は、現職組合員（一般組合員・短期組合員）の加入資格を有しませんので、退職互助部に継続加入いただくことで互助組合からの支援を一生受け続けることができます。（暫定再任用職員も現職組合員の加入資格を有しません。）


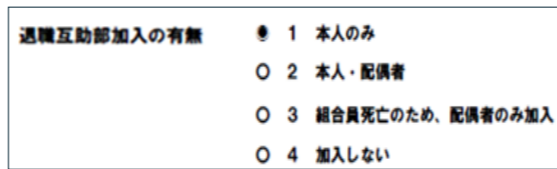
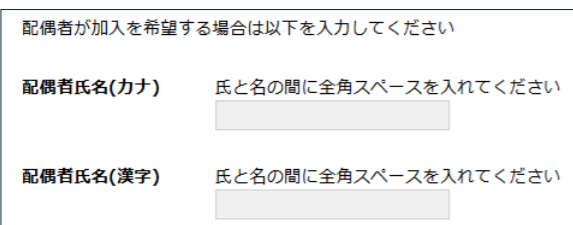
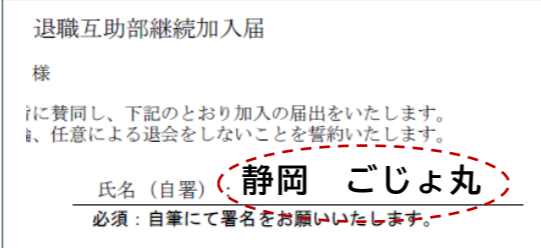
	採用	当該定年の年齢の年度末
現職組合員の加入資格	現職組合員として加入	(退会) 加入資格を有しない
退職組合員の加入資格	-----	(加入期限) 退職後、6か月以内

お問合せ先（書類の提出先）
 一般財団法人 静岡県教職員互助組合 組合員係
 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番12号 電話 054-254-3626

変更内容	手続き
「加入しない」から「加入する」に変更	変更後の「退職慰労金等給付金請求書」が互助組合に到着次第、変更前の「退職慰労金等給付金請求書」を返却します。
「加入する」から「加入しない」に変更	変更後の「退職慰労金等給付金請求書」が互助組合に到着次第、変更前の「退職慰労金等給付金請求書」及び「継続加入届」を返却します。

■ 互助組合ホームページについて（退職互助部継続加入届の作成）

■ 令和7年3月31日までの加入手続き

1 退職慰労金等給付金請求書入力フォーム	2 退職互助部継続加入の選択
① トップページ「SUPPORT・様式集」から「様式集ダウンロード（現職組合員用）」を選択してください。 ② 「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームを選択し作成してください。 	① 「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームのうち「退職互助部加入の有無」の1～4の中から選択してください。 ② 「1～3」を選択した場合、「退職互助部継続加入届」が作成されます。 ③ 「4 加入しない」を選択した場合、「退職互助部継続加入届」は作成されません。 
3 配偶者が加入を希望した場合	4 退職互助部継続加入届への署名
配偶者の加入を希望した場合、配偶者情報の入力欄があります。（退職互助部加入の有無のうち2又は3を選択した場合） 	印刷した「退職互助部継続加入届」に自筆で署名してください。 

■ 令和7年4月1日以降の退職互助部への継続加入手続き

ア 退職慰労金等給付金請求書を提出済で「継続加入届」の手続きをする場合
互助組合ホームページの「様式集ダウンロード（現職組合員用）→退職互助部継続加入届（PDF）」を印刷して作成のうえ提出してください。

イ 退職慰労金等給付金請求書と「継続加入届」を同時に手続きする場合
互助組合ホームページの「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームにて各々を作成して提出してください。

I 「退職慰労金等給付金請求書」の提出について

退職に伴い互助組合を退会する際には、「退職慰労金等給付金」が給付されますので、必ず請求手続きをしてください。

また、退職者を対象とした互助組合独自の組織「退職互助部」への継続加入を希望する場合、給付金を継続加入会費に充てることができます。ただし、退職慰労金等給付金請求書の請求手続きと同時又は期日までに退職互助部「継続加入届」を提出いただくことが必要になります。

1 提出書類

退職慰労金等給付金請求書

2 請求書及び継続加入届の提出

所属所（所属所長、互助組合事務取扱者）経由で互助組合に提出してください。

退職慰労金等給付金請求書	必須
退職互助部継続加入届	加入希望者

3 提出期限について

令和7年3月31日（月） … 互助組合必着

4 給付時期について

令和7年4月25日（金）

※「退職慰労金等給付金請求書」を令和7年3月31日までに互助組合に提出（到着）した場合

5 その他

- (1) 退職慰労金等給付金請求書に入力いただく送金先口座は、給付の確認ができるまで解約しないでください。
- (2) 給付日決定後請求書に入力いただいた「退職後の連絡先」に「退職慰労金等給付金送金通知書」を郵送します。
- (3) 退職慰労金等給付金の給付額を事前に確認したい場合は、お電話にてお問合せください。

退職慰労金等給付金とは…

在会中に互助組合掛金（会費）として毎月、給料月額15/1000を納めていただいております。退職時に加入月から退会月までに納めていただいた掛金（会費）のうち、短期掛金（6/1000）を除く、長期掛金（3/1000）・特別積立金会費（5/1000）・退職互助部会費（1/1000）を給付します。

給付額は、納入額の60%相当です。

なお、退職慰労金等給付金は所得に該当しないため確定申告は不要です。

5 継続加入会費の納入方法について

- (1) 令和7年3月31日までに「継続加入届」を提出（互助組合に到着）した場合継続加入届を令和7年3月31日までに提出（互助組合に到着）いただいた場合は、退職慰労金等給付金を会費に充当することができます。

退職慰労金等給付金の充当	会費の振込み手続き	退職互助部加入月
会費に充当できたとき	不要	令和7年4月
会費に不足が生じたとき	通知する指定銀行口座にお振り込みください。 ※振込手数料はご負担ください。	会費が完納された月

- (2) 令和7年4月1日以降に「継続加入届」を提出（互助組合に到着）した場合会費が完納された月が退職互助部の加入月となります。

退職慰労金等給付金	会費の納入	退職互助部加入月
請求書受付月の翌月に給付（例）4月受付→5月給付	通知する指定銀行口座にお振り込みください。 ※振込手数料はご負担ください。	会費が完納された月

6 その他

- (1) 退職互助部は、相互扶助のもと生涯福祉の事業を実施しているため任意の退会はできません。
- (2) 加入会費が完納された月が退職互助部加入月になりますので、未加入期間に事由発生した療養費給付等は申請することはできません。

■ 退職互助部「継続加入届」の作成方法

「退職互助部継続加入届」は、互助組合ホームページの「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームから同時に作成することができます。

※入力方法の詳細については、互助組合ホームページをご覧ください。

■ 令和7年3月31日までの手続き（互助組合に到着した場合）

ア 退職慰労金等給付金請求書と同時に手続きをする場合

退職慰労金等給付金請求書を作成する際、「退職互助部加入の有無」の1～3のいずれかを選択した場合、「退職互助部継続加入届」が作成されます。

イ 退職慰労金等給付金請求書提出後の手続きの場合

(7) 継続加入の手続きをするとき

- ① 互助組合ホームページの「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームにて、「退職互助部加入の有無」の1～3のいずれかを選択して請求書及び継続加入届を再作成のうえ提出してください。
- ② 「継続加入届」入力フォームが表示されますので、継続加入届を作成してください。

(i) 退職互助部継続加入の有無を変更するとき

- ① 互助組合ホームページの「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームにて、変更後の「退職互助部加入の有無」の1～4のいずれかを選択して請求書及び継続加入届を再作成のうえ提出してください。
- ② 請求書及び継続加入届が互助組合に到着した時点で変更手続きを行います。令和7年4月1日以降に到着した場合の給付金の充当等に変更できません。

2 加入期限

退職後6か月以内

※期限内に「継続加入届」の提出と継続加入会費を完納することが必要です。

(例) 令和6年度末(令和7年3月31日)退職の場合
令和7年9月30日までに「継続加入届」の提出と継続加入会費が完納すること

3 提出書類

退職互助部継続加入届

※印刷した「継続加入届」に必ず、自筆で署名してください。

4 継続加入会費

- おひとり様の加入会費の額
※年度末退職の場合、年齢は退職日の属する年度の年度末の年齢になります。
- 会費は、終身会費になります。

年齢	継続加入会費の額	年齢	継続加入会費の額	年齢	継続加入会費の額
満50歳	55万円	満60歳	45万円	満70歳	30万円
満51歳	54万円	満61歳	44万円	満71歳	28万円
満52歳	53万円	満62歳	43万円	満72歳	26万円
満53歳	52万円	満63歳	42万円	満73歳	24万円
満54歳	51万円	満64歳	41万円	満74歳	22万円
満55歳	50万円	満65歳	40万円	満75歳以上	20万円
満56歳	49万円	満66歳	38万円		
満57歳	48万円	満67歳	36万円		
満58歳	47万円	満68歳	34万円		
満59歳	46万円	満69歳	32万円		

■ 令和6年度末(令和7年3月31日)退職の場合

(例1) 組合員本人のみ加入する場合

- ▶ 昭和38年度(S38.4.2~S39.4.1)生まれの方

年齢	継続加入会費の額
満61歳	44万円

(例2) 組合員本人とその配偶者が加入する場合

- ▶ 組合員 昭和39年度(S39.4.2~S40.4.1)生まれの方 ... ①

年齢	継続加入会費の額
満60歳	45万円

- ▶ 配偶者 昭和41年度(S41.4.2~S42.4.1)生まれの方 ... ②

年齢	継続加入会費の額
満58歳	47万円

- ▶ お二人分の継続加入会費の合計

	継続加入会費の額	備考
組合員	45万円	上記の①
配偶者	47万円	上記の②
合計	92万円	① + ②




■ 退職慰労金等給付金請求書(及び退職互助部継続加入届)の作成方法

(1) 退職慰労金等給付金請求書の作成

互助組合ホームページの「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームにて請求書を作成してください。

※作成方法は、互助組合ホームページの「請求書の作成方法」をご覧ください。

互助組合ホームページについて(退職慰労金等給付金請求書の作成)

1 互助組合ホームページ	2 退職慰労金等給付金請求書入力フォーム
<p>「ごじよまる」又は「静岡県教職員互助組合」で検索してください。 (https://gojomaru.com)</p> 	<p>① トップページ「SUPPORT・様式集」から「様式集ダウンロード(現職組合員用)」を選択してください。</p> <p>② 「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームを選択し作成してください。</p> 
3 請求書の作成方法	4 退職慰労金等給付金請求書の印刷
<p>① 退職慰労金等請求書入力フォームにて作成前に、「請求書の作成方法」をご一読ください。</p> <p>② 作成前の事前準備や作成時の注意点を確認してください。</p> 	<p>① 入力完了後、請求書を印刷し「QRコード」が印刷されていることを確認してください。</p> <p>② 提出の際には、「QRコード」に折り目を入れないようにしてください。</p>

(2) 退職互助部「継続加入届」の作成

ア 退職互助部「継続加入届」の作成

退職互助部への加入	手続き
希望する	<p>① 「退職慰労金等給付金請求書」入力フォームの「退職互助部加入の有無」の1~3のいずれかを選択してください。</p> <p>② 表示される「継続加入届」入力フォームにて「継続加入届」を作成してください。</p>
希望しない	「継続加入届」の作成は不要です。

イ 留意点

退職慰労金等給付金を退職互助部の継続加入会費に充当することができます。手続きは、「Ⅲ 退職互助部「継続加入」について」を参照してください。

II 貸付金の清算について

現職中にご利用いただいた貸付金は、事業の運営に関する規程により退職時に清算していただきます。

退職手当から貸付金残額を控除できないことが想定される場合は、令和7年3月31日までに互助組合までご連絡ください。

1 貸付金の清算のながれについて

① 退職手当から控除

退職手当支給先から送付される「退職手当控除明細書」等にて控除額をご確認ください。

▼ 退職手当から全額控除できなかった場合

② 退職慰労金等給付金から控除

互助組合から送付される「退職慰労金等給付金送金通知書」にて控除額をご確認ください。

▼ 退職慰労金等給付金から全額充当できなかった場合

③ 振込みによる清算

本人あて通知しますので、指定銀行口座に速やかにお振込みください。
なお、完済日（お振込み日）までの経過利息が加算されます。

2 貸付金残額（退職手当からの控除額）の確認について

- 送付してあります「償還表」で確認してください。最終の返済月の翌月から退職手当支給日までの経過利息が加算された額が、控除額となります。
- 送金中の奨学資金は、退職月をもって送金終了となります。送金総額に退職手当支給日までの経過利息が加算された額が、控除額となります。

貸付残額の計算 … 退職手当が令和7年4月23日の場合

■ 毎月払い

1日当りの経過利息	5,653,458円 × 0.0027%	=	152円
退職手当支給日までの経過利息	152円 × 23日	=	3,496円
退職手当からの控除額	5,653,458円 + 3,496円	=	5,656,954円

■ ボーナス払い

1か月当りの経過利息	3,852,963円 × 0.0833%	=	3,209円
1月から3月までの経過利息	3,209円 × 3か月	=	9,628円
1日当りの経過利息	3,852,963円 × 0.0027%	=	104円
退職手当支給日までの経過利息	104円 × 23日	=	2,392円
退職手当からの控除額	3,852,963円 + 9,628円 + 2,392円	=	3,864,983円

3 控除される順番について

- 退職手当からは、①税金等、②共済組合の貸付金、③互助組合の貸付金の順番で控除されます。
- 退職慰労金等給付金からは、①互助組合の貸付金、②退職互助部継続加入会費（加入希望者）の順番で控除されます。

III 退職互助部「継続加入」について

退職後の生活の安定と生きがいづくりを目的とし、療養費給付を中心に「経済支援」「健康支援」「生きがい支援」の3分野にわたり支援しています。

- ▶ 退職互助部の事業内容については、「退職互助部リーフレット」及び互助組合ホームページ（動画）をご覧ください。
- ▶ 退職互助部には、継続加入要件を満たす現職組合員本人とその配偶者が加入することができます。（下記「1 加入資格等について」を参照）
- ▶ 退職互助部に継続加入を希望される方は「退職互助部継続加入届」をご提出ください。

1 加入資格等について

(1) 現職組合員本人

在会期間	現職組合員（一般組合員）の在会期間が継続して10年以上ある
年齢	退職日の属する年度末時点の年齢が満50歳以上

[年齢の例] 令和6年度末（令和7年3月31日）退職の場合
昭和50年4月1日以前に生まれた方が年齢の加入資格を満たします。

(2) 配偶者（被扶養者を問わない）

現職組合員本人の継続加入状況	ア 退職互助部に継続加入をした現職組合員の配偶者 イ 当組合の在会期間が継続して10年以上ある現職組合員が死亡した場合、その配偶者
年齢	現職組合員本人の退職日の属する年度末時点の配偶者の年齢が満50歳以上

■ 現職組合員の資格と在会期間について

▶ 現職組合員の加入資格について

- 退職と同時に現職組合員としての資格を喪失します。
- 現職組合員の資格は、当該定年までとなります。
そのため、当該定年を超えた方は暫定再任用職員を含め、現職組合員の資格（一般組合員・短期組合員）を有しません。

▶ 現職組合員（一般組合員）の在会期間について

- 人事異動で知事部局等に出向したことがある方
出向期間の前後に一日も途切れることなく、当組合に加入している場合は、異動前と異動後の在会期間を通算することができます。
- 短期組合員（任用期間の定めがある職員）としての期間は、退職互助部への継続加入資格の在会期間に含みません。
- 介護のために離職される方及び再採用制度の適用を受けた方
ア 離職時に退職互助部加入資格を有している場合は、継続加入することができます。
イ 特例措置として、離職前と再採用後の在会期間を通算することができます。